

みなさんの宮城県消費生活センター

発行／宮城県消費生活センター

消費生活相談

商品やサービスの
契約などについての相談を
無料で受け付けています。



多重債務の相談を受け付けています。

借金は必ず解決できます。
まずはご相談下さい。

消費者教育

〈出前講座〉無料

公民館や町内会、学校などに講師派遣しています。

〈消費生活展〉

消費者トラブルについての講座や
パネル展を開催

暮らしに役立つ情報提供

ホームページ、パネル展示、
リーフレットなどで情報を提供しています。
ビデオやパネルの貸出しもしています。

無料

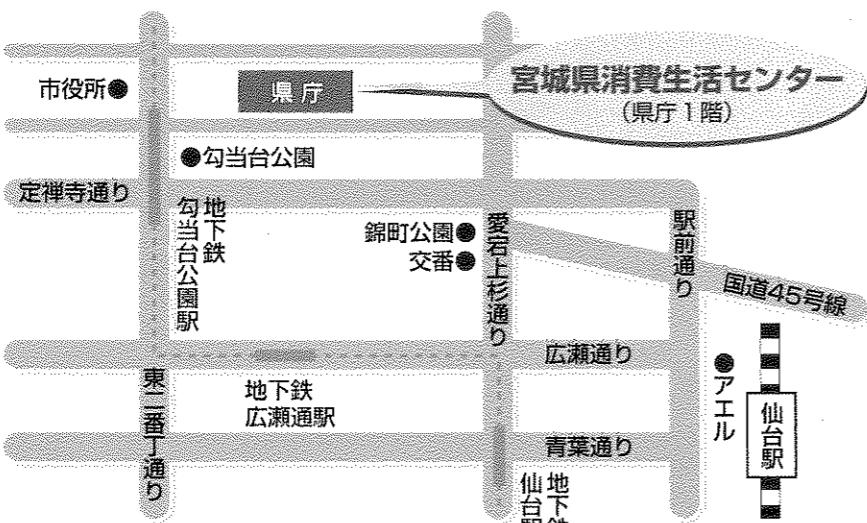
ご利用にならない

●相談受付時間

平日9:00～17:00
土・日9:00～16:00

祝日・年末年始は休ませて
いただきます。

仙台駅から 徒歩20分
地下鉄(勾当台公園駅)から 徒歩3分
バス(県庁市役所前)から 徒歩3分



宮城県消費生活センター ☎ 022-261-5161

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 (県庁1階)
ホームページアドレス <http://www.pret.miyagi.jp/syoubun/syoubi-sc/>

■県内の相談窓口

大河原	大河原地方振興事務所県民サービスセンター	☎ 0224-52-5700
大崎	北部地方振興事務所県民サービスセンター	☎ 0229-22-5700
栗原	北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター	☎ 0228-23-5700
石巻	東部地方振興事務所県民サービスセンター	☎ 0225-93-5700
登米	東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター	☎ 0220-22-5700
気仙沼	気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター	☎ 0226-22-7000

相談受付時間／月曜日～金曜日 9:00～16:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始は休ませていただきます。)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

平成20年度 消費生活相談の概要

多く寄せられた相談とアドバイス

多重債務無料相談会を開催します！

県の消費生活相談窓口

11 NOVEMBER
月号

創刊号

平成
20年度

消費生活相談の概要

相談件数は「10,710件」

平成20年度、県に寄せられた消費生活相談件数は、10,710件となり、前年度と比較すると2,003件の減少となりました。

主な減少要因としては、多重債務相談が1,886件と、前年度と比較して275件減少したほか、不当・架空請求相談が2,031件と820件の減少となったことがあげられます。

全体の件数は緩やかな減少傾向に

県や市町村に寄せられる消費生活相談件数は、全国的に不当・架空請求相談が急増した平成15～16年度をピークに、緩やかな減少傾向となっています。

しかし、相談内容は複雑化、高度化しており、専門的な知識をもった消費生活相談員を配置した相談窓口の重要性は増しております。

30歳代からの相談が最多

年代別に見ると、30歳代からの相談件数が2,101件と、全体の19.6%を占めて最多となっています。

しかし、60歳代以上からの相談は、1,991件(18.6%)、20歳代以下からの相談は、合計1,987件(18.5%)と、高齢者や若者からの相談も高い割合を占めています。

多重債務相談の割合が増加

相談内容では、不当・架空請求相談が2,031件(19.0%)と最多ですが、全体に占める割合は減少傾向にあります。

その一方で、多重債務相談は1,886件(17.6%)となり、全体に占める割合が増加しています。

県では、消費者被害救済に取り組むとともに、多重債務問題対策を推進しています。

多く寄せられた相談とアドバイス

●不当・架空請求相談（2,031件）（19年度：2,851件）

はがきや、携帯電話のメールなどで、身に覚えのない料金の請求が来たり、インターネットを利用していたところ、高額な利用料金の請求画面になったなど、不当請求・架空請求に関する相談が全体の19.0%を占め、昨年もっとも多く寄せられた相談となりました。

アドバイス

- ① 「身に覚えのない請求」は無視しましょう。
- ② インターネットなどの不当請求は、画面上で料金を請求されても、契約は成立していませんので、無視しましょう。
- ③ いずれにしても、請求の相手方へ直接連絡を取らずに、消費生活センターへ相談しましょう。

●多重債務相談（1,886件）（19年度：2,161件）

消費者金融、銀行、クレジットカード会社などからお金を借りすぎてしまい、借金を返済するために次々と借金を繰り返してしまった結果、支払いが遅れたり、支払いができなくなることを多重債務といいます。

借金のきっかけとしては、収入減による生活費の不足によるものが多く、大きな社会問題となっています。

アドバイス

- ① 借金までして買う必要があるか、よく考えましょう。
- ② 収入・返済の見通しを持って、計画的に。
- ③ 何枚もクレジットカードを作らないようにしましょう。
- ④ 「借金を支払うための借金」をしないようにしましょう。
- ⑤ 困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

●訪問販売相談（808件）（19年度：1,055件）

突然、自宅に訪問され、不要なりリフォーム工事の契約をさせたり、高額な布団類の購入をさせたりするなど、悪質な訪問販売に関する相談が多く寄せられています。60歳以上の方からの相談が40.0%を占め、お年寄りが狙われている実態があります。

一人暮らしや高齢世帯の場合、被害に気づかないケースもあります。
地域ぐるみの見守りが必要です。

アドバイス

- ① 「いりません！」「お帰りください！」など、きつぱりと断りましょう。
- ② リフォーム工事などは、複数業者から見積もりを取りましょう。
- ③ ひとりで決めずに、周りの人に相談しましょう。
- ④ お年寄りの家でリフォーム工事をしている、商品が山積みになっているなど、生活に変化が見られたら、声かけをしてみましょう。
- ⑤ 困ったときは消費生活センターに相談しましょう

「困ったな…」「どうしよう！」と思ったときは、

【（宮城県消費生活センター（運営先は宮城県行政課）】に相談しましょう！

あなたの借金
必ず解決できます！

宮城県多重債務
無料相談会を開催！

開催期間 平成21年12月13日（日）～19日（土）
(要予約)

宮城県では、社会的な問題となっている多重債務問題に対応するため「宮城県多重債務問題対策会議」を設置しております。このたび、同対策会議の主催により、多重債務に関する無料法律相談会を下記のとおり開催することになりましたので、どうぞこの機会を利用してご相談ください。併せて「心の健康相談」も開催しています。

- 数社からの借入があり、今後の返済をどうしようか？
- 収入の予定が狂ってしまって、返済ができない…
- 返済のために、また新たな借入をしなければならない…？

このようなお悩みを抱えている方は、一人で悩まずに、まずはご相談ください。借金の問題は必ず解決できます！！
相談は無料、秘密は厳守します。弁護士・司法書士・消費生活相談員などが相談に応じます。

●相談会日程

開催日	会場	定員	相談会の内容
12月13日(日)	宮城県庁	30名	※相談会は午前9時30分から午後4時30分まで。
12月14日(月)	県栗原合同庁舎	10名	※相談時間は1人あたり原則1時間30分とします。
12月15日(火)	県大崎合同庁舎	20名	①消費生活相談員等による面談(30分) ↓
12月16日(水)	県石巻合同庁舎	20名	②弁護士又は司法書士による法律相談(30分) ↓
12月17日(木)	県登米合同庁舎	10名	③消費生活相談員等による事後相談等(30分)
12月18日(金)	県大河原合同庁舎	20名	☆希望する方は「心の健康相談」もあります。☆
	県気仙沼合同庁舎	10名	この場合、時間は延長となる場合があります。
12月19日(土)	宮城県庁	30名	

●申込み方法

相談会は事前予約制です。下記の期間に電話で予約を受け付けますので、事前にお申し込みください。

予約受付期間

平成21年12月7日（月）～11日（金）

予約受付時間

午前8時30分～午後5時15分

予約電話番号

022-211-2524

なお、予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は、引き続き予約を受け付けます。

●主 催 宮城県多重債務問題対策会議

構成団体：東北財務局・東北経済産業局・日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）・仙台弁護士会・宮城県司法書士会・日本貸金業協会宮城県支部・財団法人日本クレジットカウンセリング協会仙台支部・宮城県クレジット・サラ金問題を解決する会（みやぎ青葉の会）・宮城県金融広報委員会・仙台市・宮城県警察本部・宮城県

●後 援 宮城県市長会・宮城県町村会

●問合せ 宮城県環境生活部 消費生活・文化課 TEL: 022-211-2524 (宮城県消費生活センター)